

杉並区学校給食調理業務委託業者

審査基準

改正：平成 22 年 10 月 15 日

改正：平成 23 年 11 月 2 日

改正：平成 24 年 10 月 11 日

改正：平成 25 年 10 月 24 日

改正：平成 26 年 7 月 28 日

改正：令和 元年 7 月 24 日

改正：令和 3 年 7 月 9 日

改正：令和 6 年 12 月 16 日

1 条件

- (1) 杉並区契約業者登録を行っていること。
- (2) 東京都内に本社又は営業所を有していること。

2 審査内容

次年度の「入札参加資格」と「随意契約継続」の審査を行う。

3 入札参加資格審査

- (1) 会社概要及び学校給食調理業務履行評価表を審査し、杉並区学校給食調理業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）が認める場合に限り入札参加資格を与えるものとする。
- (2) 入札結果により受託校が無くなった業者は、会社概要を審査し、委員会が認める場合に限り最大 2 回まで入札参加資格を継続できるものとする。
- (3) 杉並区学校給食調理業務の契約実績がない業者及び(2)の入札参加資格を失効した業者においては、委員会が指定した方法で審査し、委員会が認める場合に限り入札参加資格を与える。
ただし、入札参加資格を得た場合であっても、入札結果により受託がない場合は、会社概要を審査し、委員会が認める場合に限り最大 2 回まで入札参加資格を継続できるものとする。
- (4) 上記(1)(2)及び(3)のただし書きの審査にあたり、委員会において必要と認める場合は、委員会が指定した方法で審査することができる。

4 随意契約継続審査

単年度契約を原則とし、会社概要及び学校給食調理業務履行評価表を審査し、委員会が認める場合に限り、最大 4 回まで随意契約ができるものとする。

ただし、委員会において必要と認める場合は、委員会が指定した方法で審査することができる。

5 信用状況

- (1) 安定した給食運営が可能な人数を配置し、欠員に対処するための体制を整えていること。
- (2) 過去 3 年間に行政処分を受けたことがないこと。
- (3) 過去 5 年間に学校給食部門で、過去 3 年間に学校給食部門以外で食中毒事故等による事故を起こしたことがないこと。
- (4) 過去 1 年間に調理施設において自らの責に起因する火災の発生がないこと。
ただし、上記(2)から(4)の規定に係る事案が発生した場合は、事故の程度、事後処理の状況、当該委託校校長の評価、給食事業の継続性等を総合的に判断し、委員会が必要と認める場合にはこの限りではない。

6 学校給食への理解及び協力

学校給食の意義を十分理解し、その円滑な実施に協力的かつ積極的であること。

7 安全衛生管理

- (1) 学校給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (2) 従業員に対する学校給食の意義、調理技術の向上、安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- (3) 従業員の健康診断等健康管理が十分行われていること。

8 業務遂行能力

- (1) 「杉並区立学校給食調理業務委託仕様書」による業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。
- (2) 従業員の欠勤、その他突発的な事故に対し、十分に対応できる能力を有していること。
- (3) バイキング給食やリザーブ給食等の給食の多様化、食物アレルギー等に対し、十分に対応できる能力を有していること。